

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領

制定 令和5年11月29日付け5畜産第1741号
農林水産省畜産局長通知

第1 趣旨

本事業の内容は、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5畜産第1691号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

事業実施主体は、自ら又は取組主体を通じて、次の取組を行うものとする。

1 乳用牛長命連産性等向上支援事業

ア 長命連産性等向上計画の策定

酪農経営体又は乳用種の初妊牛を供給する経営体（以下、「酪農経営体等」という。）による長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又はその精液を利用して生産された受精卵等（以下、「長命連産性等向上精液等」という。）の人工授精又は受精卵移植（以下、「人工授精等」という。）のための長命連産性等向上計画の取りまとめ及び策定を行う。

イ 奨励金の交付

長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性等向上精液等を利用する酪農経営体等に対し、奨励金を交付する。

2 乳用牛長命連産性等向上支援推進事業

1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費を交付する。

第3 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、公募により選定するものとする。

2 募集方法については、農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として農林水産省畜産局長（以下、「畜産局長」という。）が公募するものとし、その詳細は畜産局長が別に定める公募要領によるものとする。

3 追加公募を実施する場合は、畜産局長が別に定める追加公募要領に基づき行うものとする。

第4 取組主体

1 本事業における取組主体は農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は3戸以上の酪農経営体等で次の事項の全てを内

容とする規約を有するもの（以下「生産者集団」という。）とする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第5 事業への参加要件

本事業への参加要件は次のとおりとする。

- (1) 本事業に参加する酪農経営体等は、牛群長命連産性等向上計画を策定すること。
- (2) (1) の牛群長命連産性等向上計画は、次の要件を満たす計画であること。
 - ア 自ら所有している又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う予定であること。
 - イ アで行う乳用種後継牛の生産は、長命連産性等向上精液等による人工授精等によるものを含むこと。

第6 成果目標

取組主体は、本事業に参加する酪農経営体等における後継牛生産のために人工授精を行った乳用牛頭数のうち、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数の割合が80%以上となる成果目標を設定する。

第7 目標年度

本事業の目標年度は事業実施年度とする。

第8 補助率

本事業の補助率は別表2に掲げるとおりとする。

第9 事業実施の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施計画は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画を策定し、交付等要綱第7第1項に定める交付申請書の提出の際に添付するものとする。
- (3) 交付等要綱第13第1項に規定する計画の変更等を行う場合には、あらかじめ畜産局長と変更する事業実施計画を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書の提出の際に添付するものとする。

2 牛群長命連産性等向上計画等の作成等

- (1) 本事業に参加する酪農経営体等は、別記様式第2号により、第5に規定する牛群長命連産性等向上計画を策定し、取組主体に提出するものとする。ただし、提出先は1つの取組主体に限るものとする。

- (2) 取組主体は、(1)の酪農経営体等から提出を受けた牛群長命連産性等向上計画(別記様式第2号)を取りまとめ、別記様式第3号により、長命連産性等向上計画を作成し、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体から提出を受けた長命連産性等向上計画を踏まえ、1(1)の事業実施計画を作成するものとする。なお、公募要領に基づき提出し、内容に変更がない場合は提出を省略することができるものとする。
- (4) 本事業に参加する酪農経営体等は、事業実施期間中に交付等要綱別表2に定める重要な変更が生じた場合は、牛群長命連産性等向上計画を速やかに修正し、取組主体に修正した計画を提出するものとする。
- (5) 取組主体は、事業実施期間中に交付等要綱別表2に定める重要な変更が生じた場合は、長命連産性等向上計画を速やかに修正し、事業実施主体に修正した計画を提出し、その承認を受けるものとする。

第10 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、別表1から3までに掲げるとおりとする。また、事業の一部を他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。
 - (1) 委託先
 - (2) 委託する事業及びそれを要する経費
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- 3 次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。
 - (1) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関係のない経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除額(補助対象に含まれる消費税額及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

第11 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となった

ときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手できることができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、別記様式第4号により、交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を畜産局長に提出するものとする。
- 3 畜産局長は、事業実施主体が行う1のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に聴取して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。
- 5 1から3までの規定は、取組主体による事業の着手に準用する。この場合において、「事業実施主体」とあるのは「取組主体」と、「別記様式第4号」とあるのは「別記様式第5号」と、「農林水産省畜産局長」とあるのは「事業実施主体の長」と読み替えるものとする。

第12 事業達成状況の報告

- 1 酪農経営体等は、事業実施年度の翌年度の4月末までに別記様式第6号の事業達成状況報告書を作成し、自らの牛群長命連産性等向上計画を提出した取組主体に報告するものとする。
- 2 取組主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第7号の事業達成状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の5月末までに事業実施主体に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、2の報告を取りまとめ、別記様式第7号の事業達成状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長に報告するものとする。

第13 事業の評価

- 1 取組主体は、第6により設定した成果目標について、自らの事業の評価を行い、事業完了年度の翌年度の6月末までに、別記様式第8号の事業評価報告書により、事業実施主体に報告するものとする
- 2 事業実施主体は、1で報告された事業評価報告書を取りまとめ、別記様式第8号により、事業完了年度の翌年度の7月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- 3 畜産局長は、事業実施主体からの点検評価の結果、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第14 奨励金の返還

- 1 畜産局長は、酪農経営体等が交付等要綱第5の規定により承認を受けた事業実施計画に定められた取組を行ったと認められない場合又は交付等要綱第21の規定による交付

決定の取消がされた場合は、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 1の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

第15 不正行為に対する措置

畜産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正な行為又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第16 その他

本事業を実施する場合には、畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和5年11月29日付け5畜産第1741号）

- 1 この要領は、令和5年11月29日から施行する。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	酪農経営体等が牛群長命連産性等向上計画に基づき、長命連産性等向上精液等の人工授精等に要する経費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なウェブページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただ	

		し、基本料金は除く。)	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な	

		分析、試験、加工等を専ら行う経費	
		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務に係る人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別表 2

事業内容	補助対象経費	補助率
1 乳用牛 長命連産 性等向上 支援事業		
ア 長命連 産性等向 上計画の 策定	酪農経営体等による長命連産性 等向上精液等の人工授精等のた めの長命連産性等向上計画の取 りまとめ及び策定に要する経費	定額
イ 奨励金 の交付	長命連産性等向上精液等の人工 授精等に要する経費	定額 人工授精等を行う乳用牛1頭につき、長 命連産性等向上精液等の利用は3回ま でとする。 対象となる長命連産性等向上精液等及 び1回当たりの補助率は別表3のとおり。
2 乳用牛 長命連産 性等向上 支援推進 事業	1の実施に必要な会議、調査等に 要する経費	定額

別表 3

対象となる長命連産性等向上精液等		補助率
1 長命連産性等向上精液等のうち、特に長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又はその精液を利用して生産された受精卵等（以下、「特別長命連産性等精液等」という。） （１）精液については、国内の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種の種雄牛から採取された精液であって、かつ次のいずれかに該当するものとする。 （２）受精卵については、乳用牛から採卵されたものであって、かつ次に該当するものとする。 2 長命連産性等向上精液等のうち、「特別長命連産性等精液等」以外の精液又は受精卵等（以下、	ア （独）家畜改良センター（以下、「改良センター」とする。）が令和５年８月以降に公表した「乳用牛種雄牛評価成績」に掲載された供給可能種雄牛であって、長命連産効果上位 10 位以内かつ総合指数（以下、「NTP」という。）上位 40 位以内の遺伝的能力を有したことがあるもの イ 改良センターが令和５年８月以降に公表した「供給可能な後代検定参加種雄牛」又は一般社団法人家畜改良事業団が令和５年度以降に公表した「乳用種雄牛後代検定ヤングサイア名簿」に掲載された後代検定参加種雄牛（以下、「ヤングサイア」という。）であって、１（１）アと同等程度の遺伝的能力を有したことがあるもの 利用する種雄牛の精液が１（１）ア及びイのもの	定額 9 千円以内／回 定額 9 千円以内／回

「長命連産性等精液等」という。) (1) 精液については、国内又は海外の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種の種雄牛から採取された精液であって、かつ次のいずれかに該当するものとする。 (2) 受精卵については、乳用牛から採卵されたものであって、かつ次に該当するものとする。	ア 改良センターが令和5年8月以降に公表した「乳用牛種雄牛評価成績」に掲載された供給可能種雄牛であって、NTP 上位 40 位以内の遺伝的能力を有したことがあるもの（ただし、1（1）アを除く。） イ 改良センターが令和5年8月以降に公表した「供給可能な後代検定参加種雄牛」又は一般社団法人家畜改良事業団が令和5年度以降に公表した「乳用種雄牛後代検定ヤングサイア名簿」に掲載されたヤングサイアであって、2（1）アと同等程度の遺伝的能力を有したことがあるもの（ただし、1（1）イを除く。） ウ 海外で飼養されている種雄牛の場合は、改良センターが令和5年8月以降に公表した評価成績を有するものであって、2（1）アと同等程度の遺伝的能力を有したことがあるもの 利用する種雄牛の精液が2（1）ア～ウのもの	定額 6 千円以内／回 定額 6 千円以内／回
---	---	---

別記様式第1号（第9の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の事業実施計画の承認（変更）
申請について

令和○年度において、下記のとおり乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業を実施したいので、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省畜産局長通知）第9の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施計画書」のとおり

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、
「○月○日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この
場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。

3 事業に要する経費及び負担区分

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと（電磁的記録をもって保管することも可）。

別記様式第1号 別添

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施計画書

1 事業参加箇所数 ○○箇所

2 本事業の対象となる人工授精等の回数及び奨励金額

注) 内訳について別添の参考資料に記載すること。

令和6年1月1日時点の経産牛頭数(頭)	特別長命連産性等精液等の利用回数 (回) ①	長命連産性等精液等の利用回数 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9000+②×6000)

別添の参考資料

1 奨励金の内訳

番号	取組主体名	都道府県名	経営体数	特別長命連産性等精液等（回） ①	長命連産性等精液等（回） ②	奨励金の内訳（円）		
						①×9000	②×6000	計
1	〇〇農協	〇〇県	〇〇	〇〇	××	■■	■■	■■
2	△△農協	××県	□	□□	◎◎			
計			〇〇箇所					

2 長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数

番号	取組主体名	乳用後継牛生産のために利用予定の乳用牛頭数 （頭） ①	長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数 （頭） ②	長命連産性等向上精液等の利用率見込み （%） ③ ②/①×100	成果目標 （%）	成果目標の検証方法
	〇〇農協					
	△△農協					
計	全●●取組主体	●●●頭	●●頭			

別記様式第2号（第9の2の（1）関係）

令和〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業における牛群長命連産性等向上計画
〇年〇月〇日

（ 取組主体
（〇〇農業協同組合） ） 殿

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省畜産局長通知）第9の2の（1）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号／電子メール)

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月1日時点の経産牛頭数 (頭)	乳用後継牛生産のために利用予定の乳用牛頭数 (頭)	長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数 (頭)	特別長命連産性等精液等 (回) ①	長命連産性等精液等 (回) ②	奨励金額 (円) ③(①×9000+②×6000)

別記様式第3号（第9の2の（2）関係）

番 号
年 月 日

（事業実施主体の長） 殿

住所
（法人名）
代表者氏名

令和○年度長命連産性等向上計画の承認について

長命連産性等向上計画について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省畜産局長通知）第9の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注） 関係書類として別添を添付すること。

別添

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業における長命連産性等向上計画

1 取組主体の概要

取組主体名	
住 所	〒 TEL() - FAX() -
代表者氏名	
事業参加者数	

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月1 日時点の経産牛 頭数 (頭)	特別長命連産性等 精液等 (回) ①	長命連産性等精液等 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9000+②×6000)

3 成果目標

乳用後継牛生産の ために利用予定の 乳用牛頭数 (頭) ①	長命連産性等向上 精液等を利用予定 の乳用牛頭数 (頭) ②	長命連産性等向上 精液等の利用 率見込み (%) ③ ②/①×100	成果目標 (%)	成果目標の検証方 法

別添の参考資料

1 奨励金の内訳

番号	参加者名	市町村名	特別長命連産性等精液等 (回) ①	長命連産性等精液等 (回) ②	奨励金の内訳 (円)		
					①×9000	②×6000	計
1	〇〇太郎	〇〇町	〇〇	××	■■	■■	■■
2	△△次郎	××村	□□	◎◎			
計							

2 長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数

番号	参加者名	乳用後継牛生産のために利用予定の乳用牛頭数 (頭)	長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数 (頭)
	〇〇太郎		
	△△次郎		
計	全●●経営体	●●●頭	●●頭

別記様式第4号（第11関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の補助金交付決定前着手について

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手いたしましたので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定年 月日	完了予定年 月日	理由

※届出者が取組主体の場合は、「別紙様式第4号」を「別記様式第5号」に、「事業実施主体名」を「取組主体名」に、「農林水産省畜産局長」を「事業実施主体の長」に書き替える。

別記様式第6号（第12の1関係）

令和〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 達成状況報告書

〇年〇月〇日

（ 取組主体
（〇〇農業協同組合） ） 殿

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省畜産局長通知）第12の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 （法人・組織の場合）	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	（電話番号／電子メール）

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年 1月1日 時点の経 産牛頭数 (頭)	乳用後継牛生 産のために利 用した乳用牛 頭数 (頭)	長命連産性等 向上精液等を 利用した乳用 牛頭数 (頭)	特別長命連 産性等精液 等 (回) ①	長命連産 性等精液等 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9000+②× 6000)

※ 内訳について別添の参考資料に記載すること。

別添の参考資料

1 奨励金の内訳

番号	長命連産性等 向上精液等を利用した乳用 牛の個体識別 番号	人工授精 等の実施 回数	長命連産性等向上精液等の人工授精等に関する情報				奨励金		
			精液/受 精卵の別	人工授精等 の 実施日	精液情報		特別長命連産性等 精液等の利用	長命連産性 等精液等の 利用	乳用牛ごと の奨励金総 額（円）
					名号	登録番号			
1	〇〇〇〇〇〇	1回目	精液	R6. 〇. 〇	〇〇	××	—	1	21,000
		2回目	精液	R6. 〇. 〇	□□	◎◎	1	—	
		3回目	受精卵	R6. 〇. 〇	〇〇	××	—	1	
2	△△△△								
							計〇〇	計〇〇	計〇〇



授精証明書又は受精卵移植証明書の写しを整備すること。



奨励金の「特別長命連産性等精液等の利用」、「長命連産性等精液等の利用」の欄には、該当する精液等の欄に「1」を、該当しない精液等の欄には「—」を記入する。

別記様式第7号（第12の2及び3関係）

年 月 日

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 達成状況報告書

農林水産省畜産局長※ 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省畜産局長通知）第13の規定に基づき、別添のとおり、事業の達成状況を報告します。

※ 取組主体が提出する場合は、宛先を事業実施主体の長とする。

別記様式第7号 別添

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業達成状況報告書

1 達成状況概要

事業参加箇所数 ○○箇所

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月 1日時点の経 産牛頭数 (頭)	乳用後継牛生 産のために利 用した乳用牛 頭数 (頭)	長命連産性等 向上精液等を 利用した乳用 牛頭数 (頭)	特別長命連産 性等精液等 (回) ①	長命連産性等 精液等 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9000+② ×6000)

別記様式第 8 号（第 13 の 1 及び 2 関係）

年 月 日

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業評価報告書

農林水産省畜産局長※ 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 畜産第 1741 号農林水産省畜産局長通知）第 13 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

※ 取組主体が提出する場合は、宛先を事業実施主体の長とする。

別記様式第8号 別添

令和○年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業評価報告書

取組主体	乳用後継牛生産のために利用した乳用牛頭数 (頭) ①	長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛頭数 (頭) ②	長命連産性等向上精液等の利用率 (%) ③ $\textcircled{2}/\textcircled{1} \times 100$	成果目標 (%) ④	成果目標の達成率 (%) ⑤ $\textcircled{3}/\textcircled{4} \times 100$	備考